

地方税財源の確保・充実等に関する提言〔論点〕

平成 29 年 7 月 28 日
全 国 知 事 会
(地方税財政常任委員会)

1 地方創生の推進

(1) 地方創生・人口減少対策のための財源確保〔提言 P1～2〕

- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」(H²⁹ 1 兆円)を拡充・継続すべき。
- ・地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進するため、「地方創生拠点整備交付金」の弾力的な運用を図ること等により、施設整備事業の需要に適切に配慮すべき。
- ・「地方創生推進交付金」について拡充・継続すべき。その際、交付額上限の目安の撤廃など、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方の実情を踏まえた、より弾力的な運用を図るべき。

(2) 人口減少対策等に資する新たな税財政措置〔提言 P2～4〕

- ・東京一極集中を是正し、地方において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保していくためにも、「地方拠点強化税制」について、制度の継続はもとより、より実効性のある制度となるような制度の更なる拡充などを含め、地方への人の流れをつくるための税財政制度について幅広く検討すべき。

(3) 地方創生に資する大学改革に対する国の財政支援等〔提言 P4〕

- ・地方大学の振興及び東京 23 区の大学の定員増の抑制に関する施策について、立法措置により制度化を図るべき。
- ・地方大学が地方団体や産業界との間でコンソーシアムを構築し、首長のリーダーシップのもと、地域の中核的な産業の拡充と専門人材の育成に地域が丸となって取り組む優れたプロジェクトやそのための施設整備等に対して、国家的プロジェクトと位置づけて国による高率の財政支援制度を創設すべき。

(4) 人材投資及び幼児教育・保育の早期無償化等への対応〔提言 P5〕

- ・幼児教育・保育の早期無償化等の検討や幼児教育無償化の段階的推進など教育費の更なる負担軽減の取組みを進めるにあたっては、国の責任において、地方負担分も含め安定財源をしっかりと確保すべき。

(5) ふるさと納税の運用 [提言 P5]

- ・「ふるさと納税制度」を健全に発展させていくためにも、引き続き、制度本来の趣旨等を踏まえ、また、総務大臣通知も踏まえつつ節度ある運用とすべき。

(6) 観光客増加と更なる観光客誘致への対応のための新たな税財源措置

[提言 P6、P15～16]

- ・政府の方針である観光立国の推進に地方としても対応していくとともに、観光を地方創生につなげていくため、地方においても観光施策の実施のために必要かつ十分な新たな税財源を確保する必要があることから、国においても地方の取組みに対して支援すべき。
- ・また、全国知事会においても、新たな地方税として宿泊行為に対する課税を法定化することについて、引き続き幅広く検討を深めていくこととしており、国においても、次世代の観光立国実現に向けて「国の追加的な財源を確保するため、観光先進国を参考に、受益者負担による財源確保を検討」する方針であること等を踏まえ、仮に到着・出発時や航空旅行に対して国税を課税する仕組みを構築する際には、その税収の一定割合を地方譲与税として地方団体に配分することなどについて、引き続き幅広く検討を深めていく必要がある。

2 地方一般財源及び地方交付税の総額確保等

(1) 地方一般財源の総額確保等 [提言 P7～8、P17～21]

- ・地方歳出の大半は法令等で義務付けられた経費等であり、社会保障関係費の増嵩分を地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収する対応は限界。
- ・社会保障関係費がさらに増嵩することなどを踏まえ、地方創生・人口減少対策をはじめ様々な行政サービスを十分担えるよう必要な一般財源総額を確保すべき。
- ・偏在性の小さい地方税体系の構築を目指してもなお税源の偏在は残ることから、地方交付税の総額を確保すべき。
- ・トップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえたうえで、地域の実情に配慮するとともに、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべき。
- ・地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することにな

れば、地方が自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すべき。

(2) 地方の基金残高の増加に係る対応〔提言 P19〕

- ・ 地方における近年の財政調整基金の増加は、地方では国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行うなかで、災害や将来の税収の変動、社会保障等に要する経費の増嵩に備えた財政運営の年度間調整の取組みの現れであり、また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、大規模な災害や経済不況による税収減等不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべき。
- ・ 地方交付税が法定率の引上げによる制度本来の運用が行われないうまま毎年度財源手当がなされるなど、財政運営上の予見が困難な状況の下、地方団体自らが基金の積立て等により年度間調整をせざるを得ないのであり、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できない。

(3) 臨時財政対策債縮減と償還財源の確保〔提言 P20〕

- ・ 累増する臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るべき。また、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべき。

3 税制抜本改革の推進等

(1) 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の見直し〔提言 P12～13〕

- ・ 地方消費税の清算基準の見直しにあたっては、料理飲食等消費税等を整理統合して地方消費税が創設されたことや社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯、近年の社会経済情勢の変化等に留意しつつ、統計改革の動きも踏まえ地方消費税に係る税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させることを目的として統計データの利用方法等の見直しを進め、可能な限り経

済活動の実態を踏まえたものとするべき。

- ・商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべき。

(2) 森林吸収源対策のための税財源の確保〔提言 P13～14〕

- ・森林環境税（仮称）の創設に向けた具体的な仕組み等を検討するに際しては、森林整備等について、これまで各都道府県が林業技術職員等を育成・配置し、各地域において積極的な役割を果たしてきた経緯や市町村の実情を踏まえれば、市町村が単独で新たな業務を実施する体制を早期に構築することができるかについては実務的な面を中心に課題が多いと懸念される。
- ・したがって、森林関係法令の見直しにあたっては、課題のある市町村の体制強化に向けた支援や市町村間の広域的な調整、市町村の補完的な役割等を都道府県の業務として位置づけるほか、市町村の求め等に応じて都道府県が当該事務の全部又は一部を代行することができる仕組みを導入するなど、新たな森林整備等の業務に係る都道府県及び市町村の役割分担を明確化すべき。
- ・また、森林環境税（仮称）については、個人住民税均等割の枠組みの活用を検討するのであれば、理念的には地方共同税的な性格を有するものと位置づけ、その税収について全額を地方団体に配分するとともに、都道府県及び市町村の新たな役割分担に応じて配分するなど、都道府県に対する税財源の確保について適切な措置を講ずるべき。
- ・その際、住民の理解が得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、森林環境税（仮称）の用途については、地方の意見を踏まえて、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等への影響が生じないようにしっかりと調整すべき。

(3) ゴルフ場利用税の堅持〔提言 P15〕

- ・ゴルフ場利用税については、平成 29 年度与党税制改正大綱において、初めて今後の検討事項に位置づけられた。
- ・ゴルフ場利用税は、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収はゴルフ場所在の都道府県及び市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべき。